



令和2年7月17日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
医療福祉連携推進課	障がい児者医療推進係	井戸 英二郎 田口 健太	内線 2627 直通 058-272-8279 FAX 058-278-2871

## 重度障がい児者に対する<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等特定行為実施人材育成研修を開催 (参加者募集)

重度障がい児者が安心して在宅生活を続けていくためには、喀痰吸引等の行為を実施することができる支援者の確保が不可欠です。介護職員等であっても、一定の研修を受けることで喀痰吸引等の行為を実施することができますが、人材は未だ不足しています。

そこで県では、重度障がい児者を支援する介護職員等の養成促進を図るため、平成27年度から喀痰吸引等研修の基本研修を実施しています。

今年度は、新型コロナウイルス感染防止対策を講じたうえ、下記のとおり実施します。

### 記

- 1. 内容** 喀痰吸引等研修（第3号・特定の者対象）における基本研修  
（実地研修については、本研修の対象外です。）
- 2. 日程** 令和2年9月から令和3年1月までの間に、県内各地において2日間の研修を計5回開催。詳細は別紙開催スケジュール表をご覧ください。
- 3. 対象** 障害福祉サービス事業所等に勤務している介護職員等のうち、特定の者に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者
- 4. 定員** 各回20名（定員を超える申込みがあった場合は、選考を行います。受講の可否については、改めてご連絡します。）
- 5. 受講料** 無料
- 6. 申込み** 参加申込書に必要事項を記入し、以下の宛先へ郵送、FAX又はメールによりお申込みください。

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 県健康福祉部医療福祉連携推進課 田口宛  
FAX:058-278-2871 メール:taguchi-kenta@pref.gifu.lg.jp

※申込書は岐阜県公式ホームページの医療福祉連携推進課のページから入手できます。

トップ>子ども・医療・福祉>医療>障がい児者医療>障がい児者医療の推進  
>重度障がい児者に対する喀痰吸引等特定行為実施人材育成研修

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/iryo/shogaisha-iryo/11230/R2kakutan-boshu.html>

- 7. 応募締切** 令和2年8月14日（金）必着

## 8. 備 考

- ・介護職員等による喀痰吸引等研修（第3号・特定の者対象）は基本研修を受講後、実地研修を受講することで修了となります。本研修を修了後、実地研修を受講される方は、喀痰吸引等研修の登録研修機関にて別途実地研修の受講をお申込みください。
- ・受講回は第2希望まで記載できますが、確実に受講できる回のみ記載してください。
- ・本研修の受講にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止等のため、以下についてご協力をお願いします。なお、状況によっては、研修の中止、延期や日程、会場等を変更する場合がございます。

### 【お願い】

- 研修を受講される際には、必ずマスクを着用してください。
- 研修の前後や休憩時間では、人と人との距離を適切に確保してください。
- 会場では、手洗いうがいや手指消毒にご協力をお願いします。
- 発熱や風邪などの症状がある場合、受講をご遠慮ください。

（参考）喀痰吸引等研修（第3号／特定の者対象）とは・・・

- 第3号研修 在宅の重度障がい者のように、個別性の高い特定の者に対して、特定の介護職員等が喀痰吸引等の行為を実施するための研修。
- 第1・2号研修 高齢者の介護施設等において、不特定多数の者に対して、複数の介護職員等が喀痰吸引等の医療的ケアを実施するための研修〔第1号研修は、喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内）と経管栄養（胃ろう又は腸ろう・経鼻）の実地研修を含めた全課程を学ぶもので、一部の行為について実地研修を行うものが、第2号研修となります。〕